

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産に要すべき実勢価格を反映させ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。

➤平成18年10月：30万円→35万円

日本産婦人科医会の調査に基づく平成17年3月の国立病院の平均出産費用（35万円）を反映

➤平成21年1月：35万円→原則38万円

産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設

➤平成21年10月：原則38万円→原則42万円（平成23年3月までの暫定措置）

日本産婦人科医会の調査に基づく平成19年度の公的病院、私的病院、診療所の平均出産費用（39万円）を反映

出産育児一時金の直接支払制度導入

➤平成23年4月：原則42万円を恒久化

産科医療補償制度による出産育児一時金の加算

○ 出産育児一時金の金額は政令で39万円と定められており、政令及び省令で詳細を規定している産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合には、39万円に「3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した額」とされている。

(※) 国保は条例又は規約で定めることとなっている。

○ 政令で「保険者が定める」とされている加算額については、通知において、日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度の掛金が3万円であるので、3万円が基準となるものであり、合計42万円を支給すること、としている。

○健康保険法（大正11年法律第70号）

（出産育児一時金）

第一百条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

○健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

（出産育児一時金の金額）

第三十六条 法第一百条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であって厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

産科医療補償制度について

1 補償対象基準の見直し内容について

(平成26年1月20日 第73回社会保障審議会医療保険部会 決定)

(一般審査基準)

- ・ 在胎週数 : 33週以上 ⇒ 32週以上
- ・ 出生体重 : 2000g以上 ⇒ 1400g以上

(個別審査基準)

- ・ 低酸素状況を示す要件の見直し (別添1参照)

(適用時期)

- ・ 平成27年1月以降の分娩より適用

2 補償対象者数の推計及び保険料水準について

○ 上記の社会保障審議会医療保険部会の決定に基づいた補償対象者数の推計及び保険料水準については、以下のとおりである。

(補償対象者数の推計)

(保険料水準)

・ 年間 571人(推定区間 423人～719人) 2.4万円(※)

※ 保険料水準は、補償対象者数推計の上限である719人を元に試算し、そのうち事務経費の金額(別添2参照)については、1月20日医療保険部会で提示した額より、制度変動リスク対策費を4%から3%に見直しを行い再計算した額。

〈算出式〉

$$719人 \times 3千万円 + 事務経費27.4億円 = 243.1億円$$

$$243.1億円 \div 100万分娩 \approx 2.4万円$$

(参考)

(補償対象者数の推計)

(保険料水準)

・制度創設時の推計	: 概ね 500人～ <u>800人</u> 程度	⇒ 3.0万円
・昨年7月に公表した推計	: 481人(推計区間 340人～ <u>623人</u>)	⇒ 2.2万円

3 剰余金の充当額及び掛金について

○ 剰余金の使途は、平成27年以降の保険料に充当することとなっており、1分娩当たりの充当額は、長期安定期な制度運営の観点から、実際の補償対象者数や分娩数が見込みより上回る可能性を考慮し、以下のとおりとする。

・1分娩当たりの充当額 : 0.8万円 ※ 充当期間 約10年(見込み)

・充当後の掛金 : 1.6万円

※剰余金の総額(見込み)は、平成21～26年分で約800億円。(補償対象者数を481人とした場合)

(参考)

- ・ 充当期間20年とした場合の充当額 : 0.4万円程度
- ・ 充当期間15年とした場合の充当額 : 0.5万円程度
- ・ 充当期間10年とした場合の充当額 : 0.8万円程度

※補償対象者数を481人、年間100万分娩とした場合。